

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-5）

2. 日時

令和2年11月20日（金）13時15分～15時35分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長、他6名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、当該部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

資料2：6次申請 第1回補正と11月13日面談コメント反映案の比較（速報版）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料の第6次設工認に係る面談を始めます。
0:00:12	本日令和2年8月3日に申請があり、10月30日に一次補正があった平成6次設工認に係る事実確認で、内容としましては、前回11月13日にありました事実確認の回答。
0:00:28	これは回答資料でもらってますのでそれを踏まえての追加のコメント、加えまして新たな指摘としまして事実確認としまして、許可の安全機能一覧との整合性臨界、閉じ込め、その他、
0:00:44	天端に係る指摘について設備建物それぞれについて指摘をしていきます。
0:00:55	まず最初にし、
0:00:59	申請書の全般に関わるようなところから指摘を事実確認をしていきたいと思えます。
0:01:08	まず最初なんですけど安全機能一覧との整合性ということで、代表例で
0:01:15	366ページにある粉末受けホッパーってやつで、
0:01:21	こいつの取り扱う核燃料物質の状態ってやつを見ますと、許可であったU3O8粉末の他に、括弧書きでUO4粉末というのが追加されておりまして、これが経緯さ、追加された経緯というのを説明していただけますでしょうか。
0:01:46	MNFのナガトシです。
0:01:49	ご指摘いただいた件ですけれど、方針としましてですね以上の各燃料物の状態についてはですね、異常状態も考慮して、取り扱う形態を変えてございます。当サイトはですね、事業許可を
0:02:06	できる人書いているもの、並びにですね、同じく事業許可の中の加工施設本体の構造及び設備に対する核燃料物の状態を記載してございます。
0:02:18	ご指摘いただいた例ですと、もう御説明の上流側にですね、登録用設備があつてここですね、UO4粉末を熱分解して、硫酸はTFまで行くのが通常のあるべき姿からけど万が一
0:02:33	F分解不良で、両方が言うたわからずにですね、よう悪化そのまま請負うの方に流れてきた場合の法定して、異常を想定してですね、括弧書きで医療法の規定でございます。
0:02:50	いろいろ
0:03:10	規制庁アリタです。ただいまの説明内容理解いたしました、要はその上流側の普通日の不具合で、反応前のUO4が入ってくる恐れがあるのでそれも踏まえて書いてると。これ踏まえてなんですけど、それでいいますと他の設備についても上流側の未反応のものがまざってくる。

0:03:30	可能性は当然あると思うんですがほかも同様の整理で取り扱うこの燃料物っていうのは書かれているということでよろしいでしょうか。
0:03:41	はい。MNFナガトシです。ご認識の通りです。
0:03:46	規制庁アリタです了解しました。
0:05:08	規制庁タナベでございます。タナベのほうから何点かコメントをさせていただきます。
0:05:16	まず、附属建物除染質分析室、仕様表でいうと1505ページについてでございます。
0:05:26	こちらですが、資料の中で、名称の整理がなされておられません。
0:05:32	ページの75ページだと附属建物除染質分析室、
0:05:37	仕様表だと、附属建物除染室分析室(鉄扉新設)。
0:05:44	となっております。
0:05:46	仕様表の括弧書きは、あくまで今回の変更内容でありまして、許可申請書、安全機能一覧ですね、こちらとの整合を踏まえると、不要ではないでしょうか。記載の整合を合わせるようお願いいたします。
0:06:04	MNFのナカジマです。ご指摘の通り記載を統一するようにしようと思います。こここのところは除染室分析室については4次申請で申請させていただいております、6次申請するのは4次申請で、
0:06:22	資料表の中で次回以降申請していた鉄扉、番号で言うと220番。これだけを制定範囲としていることで、重要な表題に、わかりやすくするというのでIP新設を追記しました。ただご指摘の通り75ページに、
0:06:42	今回の設工認対象の名称を記載しておりますので、これが除染分析室、全体ではなくて鉄扉だけということがわかるように、他の設備でも同じ、同様な事例がございますので同じように、
0:06:58	注記を追記するようにいたします。またTPだけを申請するのは除染費分析室以外にも転換工場、組み立て工場容器管理等とございますので、Line1についても同じように対応というようにいたします。
0:07:16	以上です。
0:07:19	規制庁タナベです。仕様表のその表題については、今のようなお考えでよろしくをお願いします。
0:07:27	ただし、ちょっとこれはさら更問になるのですが、追加のコメントと言ってもいいよ、良いですね。三菱原子燃料だと、前回から引き続き申請しているものについて、二つの仕様表の記載の方法があるものだと私は理解しています。
0:07:47	一つは、今回のように部分的な仕様表を作成している場合、
0:07:52	鉄扉だけといった感じですね。

0:07:55	もう一つは、例えば分析設備みたく、前回の仕様表に変更部分を下線で引いている場合、
0:08:04	つまり、記載の方針が、前回から引き続き申請しているものでもバラバラになっているのではないかというふうにごちゃごちゃと考えております。
0:08:14	そして、さっき今、そちらからもですね、発話ありましたが、鉄扉自体は単独で管理番号は持っておりません。仕様表はあくまで除染室分析室の管理番号を記載しております。
0:08:31	さらに、今回徹底に求められる技術基準、仕様表で鉄扉の技術基準を記載しておりますが、管理番号持っておりませんので、ここで書いてある技術基準というのは、それすなわち除染室分析室自体に求められるものであります。
0:08:51	他にも除染室分析室を4次設工認で申請したときに、わざわざ他の鉄扉を単品で仕様表に起こしていたりとかはしておりません。
0:09:02	今回の撤廃はあくまで4次設工認の鉄扉を後回しにただけであるので、これはP単品としていますが、あくまで除染室分析室の申請であるはずで。
0:09:17	そういうことを踏まえると、今回の申請書はこのように単品で、そもそもの話ですが、単品で書くのではなくて、4次設工認で申請した仕様表に差し替えて、かつ、
0:09:32	先ほど申し上げました通り、変更箇所、今回の申請箇所だけに下線を引くという方法がよいのではないかとすることは、ちょっとこちらでも考えておりますが、ちょっとそちらについてもですね社内で検討をしていただけないでしょうか。
0:09:49	また、今回の申請決定については、先ほどお話ありましたが、除染室分析室だけではないので、他についても水平展開した対応を考えをよろしく願いいたします。
0:10:07	三菱原子燃料中島です、承知いたしました。記載方針がご指摘の通り、統一されてないところもありますのでこれはというようにいたします。
0:10:22	規制庁タナベです。対応よろしく願いいたします。
0:10:27	続きまして、次のコメントに移りたいと思います。
0:10:32	続きまして、除染室分析室についてなのですが、今回こちらですね、仕様表では、変更内容の中で、既存シャッターは残置する残すというふうにごちゃごちゃ、記載されておりますが、最初にある申請一覧ページ75、76。
0:10:51	※の2つというところを確認すると、既存シャッターを撤去するというふうに記載しております。
0:10:58	こちらのどちらがまず正しいのかというところをご説明をお願いいたします。また、あわせて整合を資料の中で合わせるようお願いいたします。

0:11:12	三菱原子燃料テラヤマです。ご指摘の点ですけれども、75 ページ 76 ページのほうの記載が正しくないということでもあります。したがって、今後仕様表の記載内容に
0:11:28	75 ページ 76 ページの※の 2 ですね、そちらの注記を見直すことといたします。
0:11:34	以上です。
0:11:36	規制庁タナベです。よろしくお願ひします。今回のだと、例えばシャッターがあるなしによって、例えば鉄扉が内部火災に対して技術基準の適合を考える必要があるのかないのかといったですねそういったことを、
0:11:53	もあると思いますので、中の、今回の変更を修正確認っていうのをされるときには合わせて、本当に技術基準の適合性の記載や、もしくは工事の方法で撤去するみたいですねそういった記載になっていないかということについても、
0:12:12	併せてご確認をお願いいたします。
0:12:18	はい、三菱原子燃料のテラヤマです。ご指摘の点、承知いたしました。
0:12:26	規制庁タナベです。よろしくお願ひします。
0:12:29	続きまして、4 次設工認との取り合いについてでございますが、今回除染室分析室、併せて同じようにコメントをさせていただきますが、4 次設工認で除染室分析室、
0:12:45	時間以降申請するとしていた閉じ込め、換気などについてはどのように、今回の申請で整理されているのでしょうか。
0:12:57	三菱原子燃料ナカジマです。4 次申請で閉じ込め関係で次回以降申請としたのは、建物以外の設備である液体廃棄設備、これを次回以降申請等を今、
0:13:13	液体廃棄設備 1 は今回申請対象としておりますので、申請対象であることを 62 ページから 65 ページに記載しています、4 次申請、先行申請の仕様表で次回以降申請。
0:13:30	していただいておりますが、次回以降申請されると、申請漏れがないということを確認できるように、次回以降の申請で適合確認するとしていた設備になって先生という仕様表。
0:13:46	これも別途を設けておりますが、具体的には除染室分析室の気体廃棄設備では、4384 ページに示しております。これですべて刈り取り消し込みがされると購読申請で、
0:14:03	全然漏れがないというものを確認できるような設定にしております。以上です。
0:14:11	規制庁タナベです。御説明の件、承知いたしました。今回の件ですが、4000 ページ以降のところ、次回以降の申請適合確認する設備機器についてですね。

0:14:26	表でまとめられているということで、こちらのほう確認させていただきます。
0:14:31	除染室分析室につきましては、今回の6次申請だけでなく、次回以降、7次申請ですね、にも関わるところがありますので、申請の状況によって、適宜段階的に補正といいますか、リバイスをかけていくように、社内ですっかりと整理をお願いいたします。
0:14:55	三菱原子燃料中島です、また承知いたしました。
0:15:02	規制庁タナベです。続きまして、これは誤記なのですが、資料回収ボックス、ページで言うと85ページですね。こちらなのですが、許可での基数を一式というふうに記載しておりますが、
0:15:18	これは一基という言い方が正しいのではないのでしょうか、安全機能一覧表では一基としておりますし、前回の申請でも一基という書き方をされていたので、こちら記載のほうの確認、修正をお願いいたします。
0:15:39	三菱原子燃料テラヤマです。承知いたしました。
0:15:46	規制庁タナベです。よろしくをお願いいたします。タナベからは以上であります。
0:16:07	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:16:10	今女除染室分析室関連のタナベの方から事実確認させていただきましたけれども、
0:16:17	基本的にはご対応いただけるということなんですけど、その考え方を確認というかお伝えします。
0:16:27	今回鉄扉だけの仕様表を起こしているんですが、さっきタナベから伝えた通りですね、まずは許可との対応で考えていただいて、その許可の安全機能番号が振られてるものは、
0:16:42	それで、これまで出しているものはそれと同じ仕様表を引き続き続けて使用していただいて、前回4次で次回以降申請予定と書いてあるのを削除して今回申請部分にアンダーライン引いて、
0:16:59	識別していただくということで、明確にしてください。ちょっとそういうことです。それから、その際にですね、シャッターを残置するという話でしたけれども、今回の1505ページと1506ページの
0:17:18	除染室分析室の鉄扉の仕様表を見ていくと、求められる鉄扉に求められる安全機能として、例えば火災による損傷防止、火災区域、
0:17:34	よう設定しているバウンダリになっているのかどうかとかですね、内部溢水に対してはどうなません。これは堰があるならあるのかもしれませんが、火災と火災については、
0:17:50	鉄扉にはもう今安全機能を求めていないということになってますけど本当にそれでいいんでしょうかということです。シャッターを残すのであれば、そのシャッターに求められる何か期待する安全機能を期待するのか、もしくは、

0:18:08	何かそのシャッターが波及影響を起こすのかどうかという評価もあわせて説明をするようにしてください。
0:18:18	ナガイの方から以上です。
0:18:23	三菱原子燃料ナカジマです、今のご指摘の点ちょっと追加しました。近接する鉄扉に期待するのは竜巻対応で内部火災ですとか、
0:18:40	閉じ込めに関しては従来から設定してあるシャッターのほうに機能を持たせております。これ帳簿にもシャッターの方でということで認められたものでございます。どの辺ちょっと
0:18:55	従来からあるものということでこれ 4 次申請書の適合一覧でもこのシャッターに火災と、それから閉じ込めを持たせようということで、
0:19:09	書いておりました。それから、今回 6 次申請上でもうページ 5 一覧表をつけておまして、4 次で認可済みとしておりますけども、その辺機能はこの二つの機能シャッターが持つてるということを明示しております。
0:19:32	規制庁タナベです。
0:19:34	ご説明ありがとうございます。そうしますと、ちょっと 1 個だけ確認をしたいところがございまして、まず 1505 ページ、1506 ページ、こちらの方は今回マーケットの仕様表となっております、火災についての内部火災ですね。
0:19:54	について記載はございません。
0:19:57	ただし、先ほどお示しされました 4384 ページ。
0:20:06	こちら 4 次設工認で、次回以降申請しますと言っていた設備機器の申請実数が書いてある、いわゆる刈り取りの表でございますよね。
0:20:19	こちら 4384 ページの火災等による損傷の防止、こちらの方を見てみますと、
0:20:28	6 次申請、つまり本申請のところで鉄扉っていうふうな記載がなされております。
0:20:36	今の話だと、内部火災は鉄扉関係ないっていう話なので、ここの記載はそもそも誤りではないでしょうか。
0:20:51	三菱原子燃料の中島です。内部火災の等価時間の話、鉄扉整理しておりますので、これが誤りだと思ってちょっともう 1 回再確認させてください。
0:21:08	はい、規制庁タナベでございます。私の方もシャッターは残すものだとちょっと思っていて理解はしてございますので、この鉄扉の持つですね、技術基準に適合させるべき事項について、ナガイの方からも
0:21:24	指摘ありましたが、ちゃんとそういったところは確認をして、中での書類の中でもちゃんと整合がとれるように整理をするようお願いいたします。以上です。
0:21:42	はい、原子力規制庁ナガイです。今除染室分析室でお伝えしたんですけれども、これはまず 4 次設工認で申請された工場等の各建物、

0:21:58	すべて同じです。それから、同様の設計変更というか、見直しがかかったような場合にはですね、既認可との設計の取り合い再評価についても、
0:22:13	きちんと今みて質疑応答した内容をご説明のあった内容を申請書に記載した上で、この後の質疑応答でもお伝えしますけど、その結果が既認可の
0:22:30	日設計変更なり、その評価の見直しが既認可の設備の設計なり、設計確認値に影響しないのかどうか、影響しないのであれば、既認可の
0:22:45	影響しないということを必ず添付の説明書なりですね、もしくは計算書なりの方にきちんと記載への反映もしてください。これはすべての工場棟の建物を4次についても同じです。これは
0:23:04	以前御説明審査会合でもご説明いただいた社内のチェック体制がありますので、各建物とか設備にも同じ考え方ですから、いろいろ品質管理の体制でちゃんと作って展開するようにしてください。
0:23:22	ヤマカワさんよろしいですか。
0:23:30	三菱原子燃料のヤマカワでございます。ただいまご指摘いただいた点踏まえまして態度もチェックして最終的な補正につなげたいと思います。
0:23:44	規制庁タナベです。よろしくお願いいいたします。タナベからは以上でございます。
0:23:55	原子力規制庁のヨシムラです。
0:24:01	これから地震と地盤について数点確認させていただきたいと思います。
0:24:09	まず地震に関しましては前回面談で確認させていただきましたが、その中で、
0:24:18	今から3件ほど
0:24:23	回答の内容について再度ご確認させていただきたいと思います。
0:24:29	まず第1点目ですが、
0:24:32	前回のコメント番号で言いますと、
0:24:38	1113-11という番号で、
0:24:42	被覆施設の
0:24:45	機器の波及的影響に関する
0:24:49	確認をさせていただきました。この中で、
0:24:56	いわゆる燃料棒搬送設備、線の操作装置2類の機器が隣接する一類の機器に影響があるということで指摘させていただいて、
0:25:09	一応回答としましては隣接する行為の機器への波及的影響がないことを、
0:25:16	確認済みであるということをお願いしています。
0:25:19	この内容ですね
0:25:22	確認してる内容についてはいいんですが、ちょっと若干用語について修正をお願いしたいと思います。

0:25:30	まずここで使っている高位という言葉は通常耐震のほうでは、波及的影響についてはこれ耐震指針に限らず、すべて上位下位という
0:25:42	記載になりますので、これは正しい用語を使ってください。
0:25:48	これは修正をお願いします。それからここに関してもう1点なんですけど、
0:25:58	高位というか上位の機器への波及的影響がないことを確認済みというご回答をいただいておりますが、
0:26:06	これは具体的にですねどういう確認をされていたのか。
0:26:12	波及的影響の確認というのは、当然上位のクラスの地震力で確認するケースもありますし、
0:26:21	それ自体が本当に倒れても影響がないという確認を含めて、様々な確認があります。
0:26:28	ちょっとこの記載内容だけだとわかりませんので今回はどういう確認をしたのか、回答をお願いしたいと思います。
0:26:49	ここ、三菱原子燃料の内田です。今回ですね確認の方法について今問い合わせということで、どのような内容で確認し直しました泊という場所と、現在の制度に累積、今回の対象の設備ですね、申し上げますと、まず2類設備、
0:27:09	2類の評価で申請してる内容でまずもって固定化した結果がございます。計算結果に対しまして、高位の地震力、今回では一類ですね、冷凍庫の日その日ですね、もうまず検定比にかけました。
0:27:27	今回でいうと■と■ですね、■■■■■■としております。
0:27:32	そうした時に検定比が1を超えなければ特に問題はないんですけれども超えてしまった場合は、
0:27:42	どう今回はSyではなくて、Suまで満足するすれば問題ないというふうに考えてございますので、■■■■の鋼材でありましたらば、■■■■が■■■■、■■■■■■でございまして、■■■■■■をかけると、
0:28:01	部材については一応確認した上で、1.0を超えないということを確認しております。Vにつきましては、同様にその地震力の既往までかけます。それで1.0を超えてしまった場合は、
0:28:18	現在この余裕の吐き出しがあり、余裕を勘案して評価してございますので、どう、
0:28:25	その余裕を配慮して許容引き抜き力ですね、また再度算出しまして、その上でVも引き抜かないということを確認しております。結果的に上位の地震力に対して部材とアンカーボルトどちらも
0:28:40	破断までいかないということを確認して、それでこの部分の
0:28:46	波及的影響を確認しているというような結果になってございます。以上です。

0:28:53	規制庁ヨシムラです。ご説明の内容については理解します。その通り、今の許容限界の考え方についても波及的影響なので、今ご説明の内容で結構だと思います。
0:29:08	そうしますとこのところはですねできればそのようにやったことは、上位の地震力、いわゆる一類の地震力によって評価して波及的影響がないことを確認したということになりますので、ちょっとその辺はもう少しこの、
0:29:25	今ご説明いただいた詳細な説明はありませんが、一類の地震力によって、実態点の波及的影響がないことを、
0:29:34	評価据付けのやつですけど評価しているということ、そこに仕様表のほうに付け加えておいていただければと思います。
0:29:51	三菱原子燃料の内だです。承知いたしました分を考えまして、その内容を記載させていただきます。
0:29:58	よろしく、よろしく申し上げます。
0:30:05	これちょっとここを
0:30:08	来個別の話ではありませんがちょっと全般的に今回私の方ですね、この被覆施設の
0:30:16	ここで前回指摘させていただいた2類の機器について、
0:30:22	波及的影響がないかということをご指摘しましたけど、
0:30:27	これについては、私の方から指摘した機器だけでなく、全般的にそういったものがほかにはないかどうかというのとはちゃんと確認されているのかどうか。
0:30:40	ちょっとその辺の確認の状況についてご説明いただければと思います。
0:30:48	三菱原子燃料の内田です。確認の状況なんですけれども、今回ご指摘いただいた組み立ての設備ですね、以外にも転換、成型、今回申請させていただいた設備全般にわたりまして、下位の
0:31:05	下位の地震力ですね、の設備が供与し地震力の設備に近いもの、かかと距離ですね、ここら辺をパラメータにしまして、またテシマものに対象に対しまして、すべて確認を行っております。
0:31:21	以上です。
0:31:26	規制庁のヨシムラです。ちょっと具体的に言いますと機器以外に数が何件かあったんでしょうか。
0:31:37	三菱原子燃料の内田です。この他の設備、この設備以外に関しまして名を止まる組み立てでいうと、成型工場に設定してあります。
0:31:53	完全容積それが2類の出入の設備なんですけども、近くに吊りのペレットコンベアがありまして、それが対象になっております。特に転換でいいますと、2類3類の設備は基本的には増えて一類規格に一連の設備がありますので、ここにリハビリの設備に対しましてもその1Pの地震力で確認しております。

0:32:12	官報につきましても電気集塵機ちょっと高いものがありまして、近くに2類設備の償却焼却炉があります。ですので、その電気集塵機に対しましても緩和設備0なんですけれども、2類の地震力で先ほど言った確認を行っております。以上です。
0:32:37	規制庁のヨシムラです。今確認されてるということは
0:32:43	今お聞きしましたけど、まず今、ご説明があった機器についてはすべて主要の方、表の方に記載をしていると。
0:32:56	Fうということによろしいんでしょうか。それとも、今ご説明のあった機器については、
0:33:03	今後のちょっとコメント回答等でいただく資料等も結構ですので具体的な機器を挙げていただいて、こちらで確認できるような形にしといていただければと思います。それと使用表については、必ずその趣旨を
0:33:19	書き込んでいただくということでお願いします。
0:33:26	三菱原子燃料内田です。L拝承いたしました。現在の%/dで見る関連設備についてはこの文言を全部入れております。波及的にの影響がないという文言につきましては先ほど言った確認方法に加えまして、あまりレベルでの離れているので、
0:33:46	影響はないという意味も含んでおりますので、2類3類の設備につきましては今回は増えていきたいする予定でいます。以上です。
0:33:58	規制庁のヨシムラです。今のご説明わかりました。ただ
0:34:02	主要表を含めて影響のないものについては影響がなかったという記載が特に必要ありませんので、影響があつて、ある範囲にあつて上位のもので確認をしたというものについて記載をしていただければと思います。
0:34:21	三菱原子燃料の内田です。承知いたしました。距離が離れると距離が離れているので問題ないものについては記載せずに、近くて影響があるものに対して評価を行ったものを対象として、今後記載させていただくことにします。以上です。
0:34:41	はい、原子力規制庁ナガイです。それでいいんですけど、書き方ちょっと注意していただきたい点とお伝えします。まず許可では、設置の位置の状況は考慮せず、まずは各設備の
0:34:58	ウランの量であるとか重要で、重要度が決められているんですけどそれは許可の通りまず書いた上で、設計で
0:35:08	周辺の状態とかですね、上位に
0:35:13	ごめんなさい、下位の分類に属するもののいわゆる3類の破損によって上位のいわゆる1類とか2類の、に波及的影響が秋保的に破損が生じる場合には、

0:35:30	グレードですね、何類相当で設計相当っていうかなん類で設計しているということがわかるようにきちんと仕様表にまず書いた上で、その旨を添付の説明書で記載して説明をするようにという。
0:35:48	ことですので、
0:35:51	その点よく理解していただいて、記載のほうをお願いします。
0:36:00	三菱原子燃料のウチダです承知いたしました。
0:36:07	規制庁ヨシムラですじゃ、今の件よろしくお願いします。次の確認事項に移りたいと思います。
0:36:14	これは前回の回答は、
0:36:19	コメントナンバーで言いますと1113番の16。
0:36:24	これは燃料棒貯蔵設備トラバーサ、いわゆる例固定されてなくてレール上走行する機器の
0:36:34	転倒防止対策の有無について確認させていただいた件です。
0:36:39	これについてご回答いただき、
0:36:44	てるんですがご回答では
0:36:46	トラバーサ以外にもそういったレール上のに設置されている設備で転倒防止策が必要なものについては、
0:36:55	木津及び評価結果を記載する添付し、説明書に
0:37:01	追加しますという回答がございましたが、今回中央の
0:37:07	提示いただいている修正の内容については、トラバーサのみが今、今のところ対象になっているように見られます。
0:37:19	その他の機器については、特に転倒防止策が必要になるものがなかったという理解でよろしいのでしょうか。
0:37:30	三菱原子燃料の内田です。提出させていただいた水平展開ですね、中止させていただきたい機器トラバーサのほかにも運搬台車、あとクレーン天井走行クレーンですねなどがありました番ありました。
0:37:47	しかしの地震力に対して転倒評価カーをした結果ですね転倒は生じる可能性があって、それが起因として転倒防止策が必要となった設備がトラバーサのみであることを確認しております、
0:38:00	おります。ですので今回追加する等評価評価結果として低下するのは、トラバーサのみですので今、田畑のごみを聞かして記載した結果になっておりますが、このままの
0:38:16	抽出結果としてはノントラブルのみとなっております。
0:38:20	以上です。

0:38:24	規制庁のヨシムラです。私の方でも確認をしていますが、
0:38:33	例えば運搬車のように走行方向、形状的には転倒形状なんですけど、
0:38:41	例えばレールの走向方向等については、これは摩擦力以上の地震力はかかんないようなそういう評価で、転倒、
0:38:53	対策は不要というような判定を行ってるケースもあるんでしょうか。経常的なものとしては、転倒形状のものはほかにもあるとは思いますが、その辺の考え方もちょっと説明いただけますか。
0:39:08	三菱原子燃料の内田です。
0:39:12	今ヨシムラさんがおっしゃっていただいた考え方も採用しております、走行方向ですね、レール上動くものについては、地震力が変わった際にですね、困るもの泊まる場所がございませんので、そういった場合はもう転倒しないというふうに、
0:39:30	考えております。ADの例とそういった考え方も踏まえまして飛ばすのみでふうになっております。
0:39:40	規制庁のヨシムラです。
0:39:43	評価の考え方については了解しました。
0:39:47	あと今回
0:39:50	トラバーサーについてはそういった転倒防止対策がやられてることが図面上見られなかったので、
0:39:58	一応転倒防止部の拡大図を
0:40:02	つけていただいておりますが、
0:40:04	これは評価結果を見ても非常に
0:40:09	あまり余裕がない、形状あそこの的には一応、
0:40:15	検定機は満足してはいますがかなりぎりぎりの寸法の寸法になってますので、これはほかの部材もそうなんですけど代表する方は必ず入れてもらってますので、今回の転倒防止部についても、
0:40:30	一応確認の意味で代表寸法を記載することをお願いしたいと思います。
0:40:38	2 ページ原子燃料の内田です。承知いたしました。代表寸法っていうような考え方なんですけども、現在の鳥瞰図、2 ページ、締め等々しております。鳥瞰図にその代表寸法として考えておりますのが、縦横高さあと今回
0:40:57	パラメーターとなってUpper別にその情報がわかるような形というような記載を考慮しておるんですけども、それが考え方でよろしいでしょうか。考え方の統一です。
0:41:12	規制庁のヨシムラです。

0:41:15	計算書を添付していただければ、細かい数字いるんですが、今回計算書は添付していただく形になってませんので、基本的に今おっしゃった寸法そこまで板厚までいらないと思いますが、縦横高さぐらいの代表する方は入れていただきたいと思います。
0:41:41	三菱原子燃料の内田です。承知いたしました。ちょっと補足なんですけども、評価結果ぎりぎりっていうふうに今おっしゃって 0.8 乗だと思うんですけども。
0:41:52	その出した数値としましては、実際先方よりも低い値というか今図面のほうに、制限値値っていうあたりで ■■■■、ごめんなさい、■■■■と厚さが ■■■■ というふうに記載してございます。
0:42:11	その寸法に対して評価した結果となっております、実際はもうちょっと大きい幅となっております。添付今回今回代表サンプルを書いたらわかると思うんですけども、別の評価結果としては制限値で評価した結果を載せておりますので、ぎりぎりの結果に見えてしまうという
0:42:30	ところはございますのでちょっとその説明だけさせていただきます。以上です。
0:42:37	規制庁のヨシムラです。今のご説明は了解しました。
0:42:44	それでは机等実施前回の質問の 3 件の回答の対数 3 限目です。
0:42:52	これは
0:42:55	前回質問のナンバーでは 1113 番の 33 ですが、
0:43:01	ダクトの耐震性に関する説明書を今回
0:43:07	つけていただいております。これは以前の申請の時の考え方。
0:43:15	内を参照してますが、
0:43:20	特にこのダクトの許容限界の考え方が、
0:43:24	今回
0:43:27	いわゆる薄板を対象とした許容左屈曲げモーメントを旧〇玄海とした記載のみが入ってます。
0:43:36	これは多分前回は塩ビ宅等、今回もあるとは思いますが、塩ビダクト対象とした考え方が、
0:43:46	もう一つ曲げも曲げ応力に対する考え方が載ってたと思うんですが、今回はそれは特に対象部課ないということ。
0:43:55	許容座屈、曲げモーメントのみの競合限界の記載となってるんでしょうか。
0:44:03	三菱原子燃料の内田です。
0:44:09	位置にいるのだと言っているのは地震性で申請させていただいた通り許容曲げモーメントですね、を許容限界としております。ご自身の方でも 5 次申請という

	んですけれども、3類については建築設備耐震設計施工指針の標準支持間隔の [REDACTED]。
0:44:28	ていうのを標準支持間隔として使っております。
0:44:33	のでちょっと凡例いた事については、評価結果提言地区という耐震設計施工指針、建築設備耐震設計施工指針ですね、の表示成果コンパクト今以上です。
0:44:50	規制庁のヨシムラです。ちょっと再度の確認になってしまうんですが、
0:44:59	前回の耐震設計ダクトのの対数台審査体制のダクトの耐震性に関する方針書では、
0:45:09	多分記載の一番最後のところにですねなお書きで、
0:45:15	塩ビダクトについては、いわゆる曲げモーメントに対する曲げ応力で標準支持間隔を決定するという記載があったので、
0:45:26	今回はそれに対応するものがないという理解でよろしいのかという質問なんです。
0:45:35	三菱原子燃料のウチダです、、あ、すみません質問を間違えてとらえておりました。今回につきましても塩化ビニルとですね、混乱しております、答えにつきましても曲げモーメントですね。
0:45:54	それが共用限界になっておりますので、いわゆる高浜おっしゃったようなのんの認識でいて当協議会は付託存在しております。以上です。
0:46:06	規制庁のヨシムラです。そうしますと塩ビダクトについては曲げも曲げ応力に対する許容限界について、
0:46:15	修正するということで理解でよろしいですね、今回。
0:46:23	三菱原子燃料のウチダです修正いたします。
0:46:31	えと規制庁ヨシムラです。修正よろしく願います。
0:46:41	規制庁のヨシムラです。次は地盤に関して前回ちょっとお伝えできなかった部分がありましたので、
0:46:51	地盤に関する確認事項を4件、御説明の
0:46:56	確認させていただきたいと思います。
0:47:00	まずこれは
0:47:02	今回適合性説明書を提案提出いただいておりますので、この内容について確認して確認する結果です。
0:47:13	まず第1点目なんです、
0:47:16	ページで言いますと、資料2の節の
0:47:23	安全機能を有する施設の地盤の中のページでいうと4534ページの
0:47:30	9行目のところなんです、

0:47:33	放射性廃棄物の廃棄施設数、
0:47:38	そして幾つかの施設が
0:47:41	記載されてますが最後に他という記載があるのですが、
0:47:46	これはここで記載した建物以外に2、
0:47:50	その他の機関の施設があるのか、もしあればそれは具体的に記載をしていただきたいと思います。
0:47:57	確認ですが、ちょっとここ確認させてください。
0:48:04	三菱原子燃料のヤマダですと、ご指摘の放射性廃棄物の廃棄施設でございますけども、屋外を除きましてですね、ここに書いてます適合時名称に記載の建物以外に説明することはございませんで、あと書きましたのは屋外に設置しますので、それを困ってるためたと書いてございましたが、
0:48:24	後段の方にあと屋外の設備の地盤について書いてございますので、／については今回削除させていただきたいと思っております。以上です。
0:48:37	規制庁のヨシムラです。修正のほどをお願いいたします。
0:48:43	次に同じGページのところなんですけど、
0:48:49	12行目
0:48:53	両袖と12行目なんですけど、括弧書きで不
0:48:59	附属建物第2及び第3核燃料倉庫附属建物第1及び第2廃棄物処理処理場附属建物第3廃棄物処理層厚附属建物シリンダ、
0:49:11	洗浄塔の支持性能を添付資料の件の2-12
0:49:17	記載するというされてるような記載があるんですが、私はこの添付を確認したところを、
0:49:27	例えば附属建物の
0:49:31	第2第3核燃料層厚附属建物第3層廃棄物倉庫っていうのはこの資料の中に記載されていないように見受けられるのですが、この辺の説明の内容についてちょっと確認させてください。
0:49:50	三菱原子燃料ヤマダでございます。記載がちょっと説明なかったもので、修正させていただきたいんですけども、具体的にはですね、附属建物の第2各年度とこれ4時で申請してございますので、取ります。あと附属建物の第3核燃料倉庫ですね、これは次回以降
0:50:09	の新設になりますのでちょっと文章の方でその旨記載を見直させていただきたいと思います。また今回の6次申請になります附属建物の大3廃棄物倉庫についてはですね、建物を地盤のかつていうことで説明してあります。
0:50:27	資料に縦を横断するようにと文章を修正させていただきたいと思います。またよろしく申し上げます。

0:50:33	以上です。
0:50:36	規制庁のヨシムラです。説明わかりました。ここは正しく参照する先をですね反映するように修正をお願いしたいと思います。
0:50:50	で、次 3 件目ですが、これは誤記だと思いますが、
0:50:59	4535 ページのところの 7 行目のところに機体排ガス分解装置という記載がありますのでこれは
0:51:09	機体廃棄設備の廃ガス分解装置なのか、もしくはこの気体という文字が
0:51:17	消し忘れか誤記になってると思いますのでこれ確認の上これ適切な名称に修正していただきたいと思います。
0:51:28	物理現象ヤマダでございます。大変申し訳ございませんが、今回構築という記載に修正させていただきたいと思います。以上です。
0:51:37	規制庁ヨシムラです。修正よろしく申し上げます。
0:51:41	次に一番地盤の確認最後ですが 4 件目なんですが、
0:51:47	同じコーナー G ページのですね、2 行下というですか、8 行目に、
0:51:53	屋外に設置いただく等の種類が、
0:51:59	種類等、
0:52:02	申請番号が書いてますが、
0:52:04	すいません屋外に設置した給気ファンですね、吸気ファンの
0:52:10	番号が書かれてますがそのうち 641 について、
0:52:16	609 と 641 と 680 番が対象になってますが、
0:52:21	641 番については資料表を確認しますと、
0:52:27	これ 1617 ページに仕様表があるんですが、
0:52:32	内番の項には成型工場の床スラブに設置するとなっております。ここに記載されてる内容とちょっと異なってますが、
0:52:41	これはどちらが正しいんでしょうか。
0:52:48	三菱県西のヤマダでございます。これにつきましては、641 番の給気ファンでございますけども、屋外にも設定してございますので、適合説明書のほうは形を書いてございますので中央の方、記載を見直させていただきたいと思います。また、以上です。
0:53:09	規制庁ヨシムラです。
0:53:14	こういうことがあってはちょっと困るんですが、正しい記載になるように、仕様表のほう正しい記載に修正をお願いしたいと思います。
0:53:28	私の方はからは以上です。
0:53:44	規制庁アリタです。続きまして臨界の方の指摘に移りたいと思います。

0:53:50	まず最初なんです、ユニット寸法として 4036 ページと 4037 ページ、ここなんです、補正前の指摘で名数が入り替わったこと、で、何かその修正が入ってまして。
0:54:08	で、これについては添付説明書の 5063 ページの表でも引用されてまして、
0:54:18	添付説明の方の特に修正はないんですよこれ、図のほうに入れ替えるわけ、他は特に修正なしで、大丈夫ですよこれ。
0:54:31	ここは三菱原子燃料テラヤマでございます。ご指摘のご理解の通りでございます。ユニット寸法図の名称の記載間違いがありまして、評価については影響ございません。
0:54:50	はい。規制庁アリタです。承知しました。次に移ります。
0:54:58	規制庁アリタそれじゃ次に移らしてもらいます。
0:55:06	臨界の核的制限値について許可の安全機能一覧と比較をしてみたんですが、例えば 303 ページ、10 ページの沈殿槽とか 334 ページの乾燥機、これについてはですね安全機能一覧とでは、
0:55:22	質量制限だけが書かれてたんですが、設工認のほうでそれプラス
0:55:29	形状寸法制限が
0:55:33	足されてまして、でもこの追加になった経緯について説明していただけますでしょうか。
0:55:43	MNF ナガトシです
0:55:45	ご指摘いただいたところですが、それぞれ沈殿槽であったり環境ですね、アンケートの中に含まれるポンプですね、が持っております。そこにですね、仮定と設定をしております、それについてはですね、量的制限、
0:56:02	形状寸法制限ですね、渡していることから、継続構成員の記載を撤廃させていただきます。
0:56:09	以上です。
0:56:13	規制庁ある通りです。ちょっと整理しますと、
0:56:18	許可の段階ではメインの設備といいますか中央メインの設備の沈殿槽本体、乾燥機本体だけで整理したんですが詳細設計にあたって、その他構成系のポンプについてもちゃんと確認があるということでそれで
0:56:35	追加で計上損保が出てきたと、そういう整理そういう形でよろしいですよ。
0:56:44	メルターとしてはこれしか通りで、
0:56:48	規制庁アリタです。了解いたしました。
0:56:53	続いてですが、機器配置図とユニット配置図をちょっと比較してみたんですが、これで両方ともですね共通課題が出てくるんですか名前が違うものがありますと、具体的には 2079 ページ、ここにはこれ機器配置図なんです、

0:57:12	こっちは溶出が共通課題 1 年が共通課題ってあって、これは仕様表と同じ名前が書いてます。
0:57:20	他方でこれと同じものをユニット背景図で探してみるとこれ 3714 ページにあるんですけど、ここではウラン回収工程第二期入れず共通課題 2 と同じ-3 と。
0:57:34	ということでこれ名前が変わってこれは何か統一とかできない理由とかあるんでしょうか。
0:57:46	MNF ナガトシです。ご指摘いただいた点踏まえまして図を時會津に合わせるようにですね、いろいろ今後修正させていただきます。わかりました。
0:57:59	規制庁有田です。数字は名前を統一するということでよろしくお願ひします。
0:58:16	規制庁タナベです。続きまして、不純物分析設備について、臨界の観点から確認をさせていただきたいと思ひます。
0:58:27	今回で言ひますと、不純物分析設備の排水タンクでございますが、まず今回、排水タンクに申請があるのかということですね。
0:58:38	不純物分析設備の変更は、今回、複数のユニットだけの申請だと理解してはいたんですけど、この排水タンクはですねそもそも核的制限値の設定がないのではないのでしょうか。
0:58:51	前回の設工認でも、
0:58:54	排水タンクについては保安規定に基づく操作記録によってレベル管理をするということですね、記載されていたと思ひますが、ちょっとこちらについてご説明をお願いいたします。
0:59:09	はい、三菱原子燃料テラヤマでございます。ご理解取り排水タンクについて核的制限値はございませんで、一応その旨仕様表の方にもですね、括弧書きで排水タンクは除くというふうに書いてございます。
0:59:26	またこの排水タンクについて今回設計変更はございませんで、今回この仕様表の中では、来本申請範囲ということで、アンダーラインで下線で書いてる部分ですね、こちらが今回の変更申請範囲ということなんで申請入ってくるで記載しておるものでございます。
0:59:44	説明は以上です。
0:59:49	規制庁のタナベでございます。
0:59:52	排水タンクを除くということの記載がされているということなんですけど、そういった使用表の臨界のところ、4.1 設 1 で排水タンク除くってところが、そんな記載をされているという理解でよろしいでしょうか。
1:00:13	はい、三菱原子燃料テラヤマでございます。ご理解の通りでございます。
1:00:23	規制庁タナベでございます。理解いたしました。ちょっと今回それが読めなかったのは他の所は設計番号 4 の 1 節 1 であつたりとか他だと例えば今閉じ込めがぱっと目についたんですけど、それぞれのですね節 1、節 5 節 8 とかで、

1:00:42	それぞれ全部に括弧書きで排水タンクを除くであったりとか、括弧排水タンクっていうのが記載されていたので、
1:00:50	ちょっとこれは整理の仕方だと思うんですが、複数ユニットについても今回対象外であるということを明記するのであれば、4.2 設 1 ののところにも後ろで括弧書きで書いておくのがベターなのかなと思いますので、ちょっと整理のほどよろしく願いいたします。
1:01:11	はいで、三菱原子燃料テラヤマです。承知いたしました。
1:01:19	はい、規制庁タナベでございます。今の質問に合わせてなのですが、今回の申請といいますのは除染室分析室に置いてある規制各設備機器についてなんですが、
1:01:34	同位体分析設備、あと今の不純物分析設備、あと物性測定設備資料回収ボックス、前回 5 次設工認にも出てきたこれらの機器については、基本的に複数のユニットの残りが複数ユニットの臨界と、
1:01:52	あと局廃に繋がっている回収ボックスの閉じ込めだけが今回申請されているという理解でよろしいでしょうか。
1:02:03	はい、三菱原子燃料の寺山です。ご理解の通り、今回の申請書赤でアンダーライン、下線を引いてるのみが今回の変更申請ということで示してございます。
1:02:17	規制庁タナベです。ご説明ありがとうございます。承知いたしました。最初のですね、除染室分析数の鉄扉の話でもありましたが今回申請でほかにも例えば次回以降の申請があるものについては後ろの整理表で整理されているということですので、そういったところの
1:02:37	こちらも資料を確認してこちらでもですね漏れなく申請されているかということは確認させていただきます。
1:02:44	規制庁タナベから以上でございます。
1:03:34	規制庁アリタですじゃ続きまして閉じ込めの関係の指摘に
1:03:40	移りたいと思います。
1:03:47	まず 1 個目なんですが、ウラン回収設備系統にある
1:03:54	名前でいくと仕様表で言うと 334 ページの乾燥機 342 ページの箱型乾燥機 344 ページの箱乾燥トレイ用台車、346 ページのK替えフードボックス①っていうやつで、
1:04:10	ちょっとこれはについて四つほど聞きたいと思います。まず 1 点目。
1:04:16	これが乾燥トレイ乾燥機の設備図面 2655 ページなんですが、これを見ると乾燥採れているのがありまして、同じく箱型乾燥機の設備図面ということで 2663 ページを見ると、

1:04:34	そちらにも乾燥塗料があります。材料一覧なんかも見ますと、これらのトレイは両方とも寸法も材料も全く同じもののようなんですが、これらについては、例えばこのトレイは箱が乾燥機能を
1:04:49	施す品であったりとか、別のやつについては乾燥機のものであるとか、そういう何か個別っていうのはあったりするんでしょうか。
1:05:06	三菱原子燃料ナガトシです。の保守的だ欠点なんですけど、各ドレーンはですね、この箱%い参考例を台車あき会議でもっと倍聞くようなものでございますので、ご質問されて回答としては
1:05:24	ベースは以下同じものですよという回答です。
1:05:32	すいません規制庁アリタです
1:05:38	寸法とかものが全く同じなんでわかるんですが、これ
1:05:44	前は個別のトレイごとにこのトレイの親機は乾燥機であるとかこのトレイの親機を箱型乾燥機だとかそういうことまではしてなくしてないということではないですよ。
1:05:58	MNF ナガトシです、同じものをいろいろグルグルまわしながら使っているということでございます。
1:06:09	規制庁アリタです承知しました。次に二つ目なんですけど、この乾燥トレイ自体に取り込む機能があるのかなと。でも具体的にはこれさっき乾燥機、乾燥機トレイを台車箱型乾燥機、
1:06:24	警戒フードボックス 1 の間でリークするという話で、当然その設備のあれで一時的にこの乾燥トレイがその設備の外に出て、
1:06:34	工場の室内にむき出しになると思うんですけどその下の閉じ込め機能というのはどうなってるんでしょうか。
1:06:43	MNF ナガトシです
1:06:46	えーとですね、乾燥トレイと言われて、基本的な責任の中で取り扱うのが主なんですけど、どうしてもその設備間を移動する時はですね、運転員が
1:06:56	物を動かすということがありますんで、今画面に映ってる通りですね、ドウトレイの上に蓋を復旧して、これ設備からは設備から見る時にはですね、ふたを取りかえの状態に運転員が保護具で何をするという考えで運用してございます。
1:07:16	規制庁有田です。例えば乾燥機から出して落とす場合を、この運転員の方はもう、
1:07:23	ふたをつけてでもって台車に入れると、そうそういう流れになるってことですよ。
1:07:30	MNF ナガトシです。そうですね、この資料の通りです。
1:07:34	規制庁有田です。それでいくとちょっと気になったのは、例えばを移すときに応答してしまった場合っていうのは当然想定されると思うんですけど、その場合

	ってというのがふたがとれて溢れてこぼれるとかそういうところで起こりえないでしょうか。
1:07:52	MNF ナガトシです、でそういうことが起こり得るということで答弁に従って十分気をつけるですね、1ながら運転員が操作しているということで、今では当然防護具を付けてですね、万が一の事態にも備えるようなことを考えた事故数ございます。
1:08:15	規制庁有田です。ある子の蓋はただ上にかぶせるだけ何かストッパーみたいなものあるそういったものではない、ないんですね。
1:08:29	MNF ナガトシです、比べて、そうですね。二つの例を口語体流れ／見込んでボツというようなことで、二を落としていくしてるとというようなことでございます。
1:09:00	規制庁アリタです。それぞれ説明の内容を理解いたしました。
1:09:07	規制庁アリタですんで次は材料一覧についての話をするんですが、
1:09:13	550 億から 3 ページになる乾燥トレイ台車。
1:09:19	あと 514 ページの結果にフードボックス 1 のa材料違うそれぞれについての感想と類の材料が書いているんですが、なんか仕様表見るとこの二つの設備にはこれ乾燥トレイがその構造的に入っていないんで、
1:09:35	ここに出てくるの不正確のじゃないかなと思います。
1:09:43	MNF ナガトシです。目的としまして商標と材料ですね、整合を図りますんで期待を計画させていただこうと思ってます。
1:12:40	すいません規制庁アリタです。次のちょっと事実確認なんですが、乾燥機と歩行た箱型乾燥機をそれぞれの設備図面で、これページとして 2655 ページと 2662 ページになると思うんですけど。
1:12:57	これ具体的にどこがそのヒーターというか加熱する機器なのかなってというのがちょっとよくわからなくて教えていただけますでしょうか。
1:13:10	MNG ナガトシです 655 ページのほうですね／時はドラム式の完工聞いておりました、やはり紙水蒸気って書いてると思うんですけど、その中に主蒸気。
1:13:26	入れててドラムを温めて、加熱するってというような特例ございます。
1:13:33	それから
1:13:37	2662 ページですね。
1:13:41	入れるけれど、
1:14:03	右上ですね、ちょっと正面、
1:14:09	右の真ん中辺りにペーパー部会ピーターPVに入ってる答えます。会計、おります。これがですね
1:14:18	ちょっと言い足りなっておりますので、これで電子化するってというような構造でございます。

1:14:25	以上です。
1:14:28	あ、規制庁アリタリす理解いたしました。
1:14:31	次にウラン回収済第 2 系列やつのほうに移りたいと思います。
1:14:39	具体的に言いますと、ウラン回収設備第 2 系列の箱型乾燥機、これ設備ですと 2734 ページなんですけど、ここによる乾燥トレーこれについてはこれ、第 1 のほうと違ってこのふたがないんですけど、これは、
1:14:57	蓋なくて問題ないんでしょうか。
1:15:05	MNF ナガトシで、えーとですね、幾らか次第に系列のほうが短工期はですね、その隣接するヒュームフードと、ノ小型門 2733 ページ、2 ページ目。
1:15:27	2733 ページの EM モデルとの箱が時の間のみ適応するものなんで、蓋を設置してございません。
1:15:42	はい。規制庁アリタです。保護の負担の件については了解したんで次に移るだと思えます。
1:15:49	次なんですけど
1:15:57	これは小型乾固掃気で起こす時で起こるといふような感想受け取りレモンあって他方でこれ
1:16:04	ヒュームフードの図面、具体的には 3732 ページあると思うんですけど、これ見ると結局
1:16:14	箱型乾燥機の鳥から出てきたの砂層を容器に移し替えるというふうに見えるのはわかるんですけど、
1:16:21	これ逆に箱型乾燥機に入れるために当然別のところのさせよう来カラーの乾燥とるに入れる工程はあると思うんですけど、それはどこでやることになるんですかね。
1:16:41	MNF ナガトシです。そうですねというものは、この表、
1:16:45	2732 ページの
1:17:01	の縦置ない設置してある上のところですね、3 日についてということですね、できるところで、そっちの方面から縦置を入れてですね、ここで加工トレーに
1:17:15	手のうち書いて使うような運用としてございます。
1:17:21	規制庁アリタです確認ですけど、要は箱型乾燥機の本体側の
1:17:28	横の出入口があるそこでまず S 容器を入れますと、
1:17:33	今層と類に移すと決定のこれは何か
1:17:39	ここの中で手作業で移していくってことになるんですか。
1:17:45	MNF ナガトシです。正面に出てる丸いのが 5 個あってと思うんですけどこれ良好となっております、ここに手袋がっていうところで、安定的な操作してよろしかろうというような運転を考えてございます。

1:18:06	すいません規制庁アリタですちょっとここになんですがこの表もフードの図面集もフードにですね、2の図面見ると、この
1:18:16	なんか下の方にこれ粉末取り出し口ってのがあって、ここに刺すようけを買ってるその早速にいるっていうのはわかるんですが、他方でこれトレー入れる場合っていうのはこれをこの粉末取り出し口に。
1:18:32	乾燥トレイが繋がるっていうそういうことになるんですか。
1:18:48	MNFナガトシです。粉末の中ではですね、容器出入口って、やっぱりそこがついてないところだけこっちの側面から出てきて、その中でいうほどの中ですね、乾燥トレイに落とし帰ってその時に大柿って、左側の
1:19:07	に入れて、バス停でもう1回戻す適正でAというもののの中でですね、
1:19:15	加斗トレイから、この下の発表技術者として書いてるところ、ここに落とし込んでいって、家庭用に充填すると。
1:19:23	予定でして容器を取り出すというような考え、運用です。
1:19:31	規制庁アリタですつまりこの
1:19:34	粉末取り出し部ってこうやっているのは、これあくまでサス大きい。
1:19:38	に入れる口であってここに放管相当RIが入るわけではないんですね。
1:19:47	名などで、そうですね。関東ではグレーハッチングしてるところですね、その中でのみ取り扱うということでございます。
1:20:16	等アリタで訴訟しました。
1:21:05	原子力規制庁ナガイです。ちょっと先ほどの中で2点確認したいんですけど、2732 ページで、
1:21:16	ヒュームフードの話があったんですが、
1:21:20	この図で、
1:21:24	容器で出入口っていうか正しい出口というのが、上にフードのところに、
1:21:32	右側を書いてあるんですけど、正面図からも、上からの図面からも出し入れ口が見えないんですけど、実際どんな構造になってるんですか。
1:21:52	Maナガトシ移動側面にあるんですね、扉がありまして、そっから入れたアリタ、Wようなことでございます。
1:22:02	原子力規制庁ナガイです。わかりましたいわゆる安全機能持っているんだったら何かちょっとわかるようにしていただいて、いわゆる閉じ込めのバウンダリであるとか、それが何か材料がどういうものなのかにもよるんでしょうけれども、
1:22:21	ちょっとよく見ていただいて、必要があれば明確にしてください。
1:22:27	それから、それからもう1点なんですけれども、2655 ページにちょっと戻ってしまつて、

1:22:34	乾燥機ですね、2655 ページでこれは確認なんですけど、先ほど加熱用の蒸気水蒸気が入ってドレン水になって出て行くんですけど、これはいわゆる
1:22:49	核燃料取り扱っているトレイなり
1:22:55	粉末のですね、
1:22:59	Aとは直接接していない構造になっているということで、
1:23:06	よろしいですか。
1:23:10	MNFナガトシです。ご認識のとおり直接接触することはありません。
1:23:15	原子力規制庁ナガイです。わかりました。何かあればNEな溢水っていうか、核燃料に汚染された水対策として考えなければいけないと思ったんですけど、そうするとここは
1:23:30	溢水源になりうる、
1:23:34	水蒸気ラインということで、カウントされているということでよろしいですか。
1:23:44	MNF ナガトシえとですね、構造と領域についてはですね、上記は、今後について 71 にて訂正する地震インターロックを設置することで、意見としてはカウントしないということですね許可のときに選ばせていただいて、
1:24:03	ご許可いただいてるというふうにご考えてございます。
1:24:10	原子力規制庁ナガイです。わかりました。
1:24:32	すいません規制庁アリタです。続きましてこれ 2790 なんて 2729 ページにあるこのスクラップ過少ろでこれについてなんですけどこれについて聞きたいと思います。
1:24:49	まずこれについてもさっきの話を聞いてるのも同じようなものがあるんですけど SUS 容器からか消防等に移して焼いてまた、
1:24:58	SUS 容器に戻そうってなるんですけど、この図しかこれどこでそれぞれやることになるんですかね。
1:25:12	Severityとして、
1:25:17	そういう意味セットの 115 の粉碎機なんですけれど、ページが、
1:25:48	2728 ページですね、2728 ページ。
1:26:01	はい。こちらをですね、この中で縦置に入れた粉末を仮焼ポートラック、
1:26:13	仮焼ポートに移しかえております。また逆にですね、仮焼ポートからさておき、EAL司会もそうでございます。
1:26:25	以上です。
1:26:40	規制庁有田です理解させ、説明いたしました。これちょっとさっきと今度また何か話がちょっとかぶるかもなんですけどか仮焼ポートこれもまた蓋がなくてこれも結局、この粉碎機能IVとボックスの中でしか使わないので蓋が要らないですけてないとそういうことでもいいんですよ。

1:27:04	MNF ナガトシです。先ほどと違いましてですね、この仮焼ラック載せたものはですね。
1:27:13	ページで言う 2730 ページ。
1:27:25	仮焼ポート用台車というものですね、
1:27:28	決定追われたものの中に、将来を言えて、台車でだめにも人を持ち運びますと、それを次ですね、
1:27:40	ページ 2729 ページですね。
1:27:43	1 ページ前のスクラップ仮焼炉というところに持ち込んでいるアノラックの中のuをですね、
1:27:51	箇所の中に入れて
1:27:55	一生懸命考えないと課長とすると。
1:27:58	ということもスペースがございまして、それがまだ言ったらですね、先ほどの課長冒頭台車で持ち帰りですね、先ほどの本体機のところに持って帰ってきて閉と。
1:28:13	そん中でまた SUS 容器に移し替えると。
1:28:16	ことですので、いずれもですね、あと膨大AREVAパネル、それからやっぱ箇所であれば炉自体ですね、一等バウンダリになっておりまして、要するに一つの中で扱うので蓋がないというような設計思想でございまして。
1:28:34	いろいろ。
1:28:37	規制庁アリタです。数承知しましたんで、
1:28:41	あと次なんですけどさっきヒュームフード2つっていうのを使ってこれについては乾燥それに移し替えるもんだってことで表示したんですが、同じようなんでこれ集合フード1つっていうのは、これ
1:28:57	設備ですと 2731 ページなんですけど、このヒュームフード1 これ何に使うものになるんでしょうか。
1:29:08	名としてのですね、補修作業であったり、タケダ部の対応のときに、工程内どうしても出たりする粉末とかがございまして、こういうものをですね装置をこのっていうものの中に入れてですね、ためてなくて、やっぱり足りる松があればですね、
1:29:28	回収しています。
1:29:32	そういう際に使用するというようなものでございまして。
1:29:39	すいません規制庁有田です、これ
1:29:43	補修作業ってことなんですけど、

1:29:47	これ具体的にも何か例えばこれさつき話で、乾燥トレイとか、SUS 容器とかそういったものを、なんか補修作業するときにこのヒュームフード 1 に入れて、こん中に個別板をウラン粉末を、
1:30:02	落として下の砂層容器に入れて、
1:30:05	出して、
1:30:07	補修作業するみたいなそういうイメージですかね。
1:30:14	MNF ナガトシでご認識の通りですね、の早朝メンテナンスするときに、なこという欄をほんとにだというようなことでございます。
1:30:36	規制庁アリタです。
1:30:39	いや今最後もこれもNOも話をまとめた中になるんですが、今
1:30:47	要は第 1 系列第 2 系列とともにウランが粉末になった後にどういう容器程度の設備日程みたいなそういう流れか。
1:30:56	ちょっと系統図から見てなかなか見えなかったっていうのがありましてね液体の方は全部
1:31:03	タンク毎に線で繋がってるんでわかったんですけど。
1:31:06	こんなになるととたんになんか見えなくなっちゃったらちょっとこれ系統図のほうちょっともうちょっと書き方をわかりやすいするよ。
1:31:13	わかりやすくするようにお願いします。
1:31:21	メールなどで、
1:31:23	Fujiiの点は措置、ただ補助というものを入れたりとかですね、それから取り出すとかっていうのがあって、系統図にもしかしたら木津の方が示しているのかなというのがありますんでちょっと記載の仕方を配っていただきまして、
1:31:40	適切に対応すると考えてございます。
1:31:47	はい。規制庁アリタです。物流加工図面は物理系統図にはこだわらないで流れがわかればいいので、そういうことで検討をお願いします。
1:31:58	次に移りますが、ほんのちょっとこれウラン回収設備の第 1 系列に戻るんですけど、これの
1:32:09	すいません第 1 と第 2 両方に関わる話なんです、2825 ページにある
1:32:18	ろい。
1:32:19	第 1 系列のろ液受槽のpH異常インターロックでもう一つが、2835 ページにある、第 2 系列のろ液受槽の異常上インターロックこれ、物としては結構な字で上両側にある設備。
1:32:37	カラーの異常でそのウラン化合物が混入してその結果pHが低くなるので、それを踏まえて、前に常時取り切れなかったウランが混入したらポンプを止めるということになると思うんですが、

1:32:50	第1のほうでは上流側のポンプを止めての耐震第2号で下流側のポンプを止めてるというのがございます。
1:32:57	これはちょっと
1:33:00	ちょっと上流と下流とは全然これ全然考え方が変わってくると思うんですけど、ちょっと私の方の認識論で結局その下流側にウラン化合物流さないって見たら全部下流の方がいいんじゃないかと思うんですけどこれが、これはどういう理由で書いてるのか説明していただけますでしょうか。
1:33:22	MNF ナガトシで、
1:33:24	思想が違うのは、運転の違いっていうのが主な理由でございます。ちょっと5530 ページですね、これをちょっと見ていただいた方がわかりやすい。
1:33:46	5530 ページですね。
1:34:03	はい、えっとですね、まずはですね、pH異常インタロックっていうのはですね、廃棄施設、
1:34:11	へのウランの移行を防止することを目的としてですね、設置してるんですけど、臨界防止に対しても、これもしておりますので、こちらに示しているウラン回収設備だけれども、なるべくまず去年がですね自動のノ方法でした工程になってございます。
1:34:30	で、pH計を設置する炉液受槽をこの後ろの仕上げろ過っていうですね、ここまですりですね、臨界の形状管理した設備です。パンチ後ろのkという計装というのは統計上管理してません。
1:34:47	例えばね、a等で異常。
1:34:51	Kせんべい異常を検知したらですね、臨界管理してないと引き受け等この以上のIP裏を含む廃液がですね、流れ込むの防水をやはり持つために、ほぼ開けをつけた下流ポンプを吸い上げてくるといった工程でございます。
1:35:12	5528 ページですね。
1:35:24	5528 ページがですね、ウラン回収の第1系列についての系統を示してるものでございますので、こちらはですね、基本的には運転員が手動操作でそれぞれ動かして、運転するような工程手続きで、
1:35:42	すべて怖いと。班長制というまず上段の
1:35:46	PH 調整槽、ウランの濃度で液量測定してですね、ウラン量を確定させたら、旅客機に裏金良いか流してウランを回収してですね、廃棄を炉液受槽の括弧に流します。
1:36:03	で、財部累計の(2)で、以上ですね、ウランが流れてきてますよというような検知や異常検知した場合には、上流側を止めてですね、
1:36:15	やっぱりどう位置付けと、

1:36:18	海の刈羽に裏をナカムラクサマ、ペア等を取って調整槽から、或いは油断はなかったなというようなテキストでございます。
1:36:28	予定で止めるものがちょっと上流と下流というふうに違いがありますが、
1:36:35	こういうような事情でですね、設計思想行ってございます。
1:36:42	以上です。
1:36:44	規制庁アリタですもただいまの説明で第2については結局は両側の性教育計装が臨界管理しないので、そこにウラン化合物が流れるのはまずいので借り入れといいますもこれも非常にわかりやすいんですが、
1:37:00	第1のほうで確認なんです、これ、仮にその上流側のポンプを止めてもすでに炉液受槽にはすでにウランをまだちゃってるわけで、となると下流側の廃液のほうにLavaが流れないかっていうのがあるんですがこれは結局、
1:37:21	自動じゃないのでなんかその都度検査して、
1:37:26	異常がなかったら次に流すって運用しているの、要は下に勝手に流れていくことはないっていうそういうことになるんですか。
1:37:37	MNF ナガトシです。PH 調整とか丸い休憩とりなかった人がですね、泊っておりますんで、あと製造のポンプ困ったことが異常と決定したということで、異常がされると、速やかにですね、供給システムのポンプも止まると。
1:37:56	ということで、止めると止まる供給システムのポンプもですね、整理をしております、液が入ってきたから下流側に行きお腹というような要しているんですけど、そもそも右側に行き入ってこないから、後ろに行ったポンプで送るというようなことも非常に困りますので、
1:38:15	というのはそうでございます。
1:38:32	規制庁有田です。今、ただいまも説明をこれで了解いたしましたけどちょっといろいろ何かし説明書見てもなかなかそういうのが読み取れなかったんので的記載を工夫といいますか、改善するようにお願いします。
1:38:53	MNF ナガトシです。承知しました。
1:38:59	すいませんあるいは規制庁アリタです閉じ込め関係これ最後になります。
1:39:08	3290 ページ 3291 ページにあるシリンダちょうど硬いっていうやつなんです、
1:39:16	これを見ますとノード分割図面を見たところシリンダを固定するようなチェーンが書いてるように見受けられるんですが、ただこれ材料とか寸法とかいうものが記載されておりません、
1:39:32	似たようなやつとしてこれ 3298 ページに大型粉末貯蔵容器架台っていうのがあるんですが、効率についてはチェーンで材料寸法が書かれてまして、もこれらの違いとして、シリンダ貯蔵架台のほうのチェーンにはこれは何か転倒防止とか安全機能ってないってことでいいんでしょうか。

1:39:59	三菱原子燃料の中村です。ご指摘の振動シリンダ貯蔵架台についてですが、こちらでも容器を保持する機能が必要と考えますので、チェーンの材料、
1:40:15	寸法を木津及び材料表に記載しまして、当使用表の閉じ込めの機能に関しましても、シリンダを貯蔵架台に保持する設計を追加したいと考えております。以上です。
1:40:33	はい。規制庁アリタです。結論としてこの中にもその閉じ込める安全機能があるという整理で仕様表に書くことで理解をしたんですが、他方でこの許可の安全機能一覧たどっていくとこれ安全機能番号 491 番だと思んですけど。
1:40:51	そこんところ閉じ込め何も書いてなくて木片も結局詳細設計に当たって追加したという、そういうことでいいんですかね。
1:41:06	三菱原子燃料の中村です。ご認識の通りで、ご理解の通りです。
1:41:16	規制庁アリタです。了解しました閉じ込めについては以上になります。
1:41:22	続きまして建物関係の指摘に移りたいと思います。
1:41:39	原子力規制庁ナガイです。ちょっと建物に移る前に設備関係、これまで確認させていただいたんですが、今回おつけをお伝えしてるのは 1 例っていう代表的なものでお伝えしてますので、
1:41:56	よくまず求められる安全機能が何かっていうことでそれに対して申請すべき点が漏れてないかというのはもう一度確認していただいて、申請漏れのないようにしてくださいという共通的なことはこれ、
1:42:14	ヤマカワさんにお伝えしてるんですが、そういうことで対応の方をお願いします。
1:42:25	MNF ヤマカワです。承知いたしました。
1:42:29	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは建物関係に移りたいと思います。建物関係、求められる安全機能たくさんあるんですけど、本日は建物の臨界、
1:42:45	についての安全についてですね、建物に求められる安全機能のについてちょっと確認をしたいと思います。1 点目なんですけれども、3711 ページ。
1:43:01	図臨配-1 ということで、臨界管理上の領域区分が記載されておりますけれども、この中で、
1:43:17	各領域間のうち、シリンダ洗浄等々、原料貯蔵領域、
1:43:23	との流通期間の距離、それから工場等々、シリンダ洗浄等の領域間の距離が具体的に記載されておりますけれども、これ例の何メートル以上と書いてありますが、
1:43:40	これはどういう趣旨で記載しているのか。
1:43:46	趣旨といいますかね、まずこれは
1:43:49	実測値なんだろうかっていう質問の方がよろしいですかね。

1:43:52	ちょっと説明お願いします。
1:43:57	三菱原子燃料テラヤマでございます。こちら画像に書いてある数字につきましては、制限値に対して十分余裕がありますことから、前条の読み取りということで記載してございます。以上です。
1:44:13	はい、原子力規制庁ナガイです。そうするとこれは
1:44:18	あんまり数値とあれなんだよ、何m位以上というか、約何メートルという理解でよろしい理解してよろしいですか。
1:44:30	三菱原子燃料今日ございますし、ご理解でよろしいですね。
1:44:36	原子力規制庁ナガイです。ちょっとこれは、このズーツで代表的に、
1:44:44	もう一度お伝えしたいと思いますけど、前回の5時の申請の時もお伝えしましたけど、いわゆる内これ臨界の領域間の距離を管理しているものもあるんですけど、その評価で確認した設計確認値、
1:45:02	いわゆる何メートル以上という数字、mという評価が出て、それ以上という趣旨で書くんであれば、こういう異常とか、以下未満とかもしくは範囲の記載、
1:45:16	これは設計確認値を書くときにでき、できるだけというか、基本的に書いて記載するようにお願いします。で、実際の実測値を書くんであれば、当然建屋間の距離なんで、
1:45:33	単位としてはmで十分だと思いますけれども、実測で違約というような表現にしていたら
1:45:43	ければと思います。この例で必ず直せということではありませんけれども、基本的な考え方として、いわゆる何々以上といった判定基準として定めるような場合設計確認値の
1:45:59	として記載する場合に、使用していただくと、いろいろなものを
1:46:05	その後段で検査等で確認する場合もそうですし、認可の申請書の中で、計算値と比較したりするような場合もですね、明確になりますので、ちょっとこの使い方ですね。
1:46:22	ちょっと気をつけていただきたいと思います。
1:46:29	三菱原子燃料テラヤマでございます。この場合については設計確認ということで記載することといたします。
1:46:39	原子力規制庁ナガイです。いや、ちょっと趣旨っていうかって訳で結構ですので、実際にどれぐらいの距離があるかっていうので十分に満足しているということであればそれで結構です。ただ、
1:46:54	この臨界の領域間の距離は、いろいろ添付の説明書であるとか仕様表に記載がありますので、それ例どっかには書いてないといけないと思います。いけませんけれども、この図面をどちらで。

1:47:09	記載するかっていうのはよく考えていただいて修正するんであればそれでも結構ですけどもう十分に離れているというんでっていう趣旨で寸法を変えているんであれば、そういう形でも構わないんでいずれにしても、
1:47:25	よく考えていて全体のバランスの中で、特に認可を受けようとする仕様表、図面が添付説明書との関連で、どういう値を書けば適切かっていうのは検討していただければと思います。
1:47:42	試験条件減収取り上げるございます。検討よく検討するようにとります。
1:47:50	はい、原子力規制庁ナガイですが次の確認なんですけど、
1:47:59	ですね、2171 ページ。
1:48:04	になります。これは
1:48:07	図へ健一の 1-2。
1:48:18	ここで
1:48:22	図がですね、建物としては、原料貯蔵場の
1:48:31	建物の補強工事と各影響評価の関係ということで求められる安全機能が記載されております。この表の中で、原料貯蔵場の工事番号と 4A と 4 の B。
1:48:46	建物の東と西の外壁の新設補強。
1:48:52	なんです、ここで臨界の
1:48:56	安全機能が記載されていないんですけども、これはもっと実際に臨界は期待しない壁ということでよろしいでしょうか。
1:49:22	三菱原子燃料テラヤマでございます。こちらの壁は臨界を期待しておりますので、的に適切に修正させていただきたいと思います
1:49:38	。はい、原子力規制庁ナガイです。ここは本文の記載なので、正確に記載するようにした上で、
1:49:45	臨界のですね、隔離壁として
1:49:49	領域の
1:49:53	領域間の安全機能を期待するいうところに漏れがないかですね、よくここだけじゃなくて、すべての安全機能、
1:50:04	ここでは耐震竜巻火災、航空機落下遮へいいろいろありますけれども、他にも漏れがないかよく見ていただきたいと思います。
1:50:19	三菱原子燃料テラヤマでございます。よく確認質疑いたします。
1:50:26	原子力規制庁ナガイです。それから次ですけども、4680。
1:50:34	6 ページ。
1:50:36	これは添付説明書兼 1 です。
1:51:05	ページ数 4686 ページの添付説明書兼 1 になります。ここで幾つか不明な点というか確認をさせていただきたいと思います。一つ目は、領域間の

1:51:22	日当に対する相互干渉の評価をしているんですけども、この点、この評価です。4次設工認で評価した内容から変更されているという説明がされています。
1:51:39	特に工場棟領域と第3核燃料、
1:51:42	倉庫領域の括弧2領域のユニット相互干渉の評価を覆う、離隔距離から臨界隔離壁に変更しているという点それから工場等料金について、
1:51:57	第4次設工認で評価済みの、また表2と変更をしております。で、この点については記載があるんですけども、評価の結果です。
1:52:14	それが記載されているんですけど、その変更によって何かこれまでの既認可の特に一次から5時までが安全機能に何か影響を与えているかどうかということは確認されているのでしょうか。
1:52:35	三菱原子燃料テラヤマです。、今回評価条件は見直しておりますけれども、今回の設計でありますと建物とか構築物或いは設備系に関する一応工場代表の起振後期の西南につきましての
1:52:54	設計の条件提供は変更してございません。評価だけの見直しでございます。
1:53:00	はい、原子力規制庁ナガイです。そういうことであれば、そういう家Aなくても、その安全機能にいや変えないっていうのは、既認可で認可済みの
1:53:16	距離で領域間の距離であるとか壁の厚さは既認可で
1:53:25	もう認可を受けたものから変える必要がないということを確認したということですね。添付のこの説明書なり、もしくは
1:53:37	適切な場所の西縁 4000a、
1:53:43	技術基準の適合説明をしている資料はありますけれどもそういうところに、皆さん自身で確認した結果として記載をするようにしてください。これは何を言ったかっていうと、先ほど建物の領域間の
1:53:59	距離をまるまる以上って書いていますんですけども、そういうその距離で認可を受けた場合には、それを今度変更したときにはまたその距離との認可を受けた距離に影響がないかということと、
1:54:16	セットになりますので、どういうふうに認可を受けているのかっていうのもあわせてですね、
1:54:24	確認の方をするようにしてください。で、確認した結果、異常ないということ、OF添付説明書なり、計算書のほうに記載して、説明をするようにしてください。
1:54:41	はい、三菱原子燃料テラヤマでございます。承知いたしました。
1:54:48	原子力規制庁ナガイです。臨界については以上になります。がちょっと建物全般、
1:54:56	についてなんですけれども、

1:54:59	今のような考え方ですね、他の安全機能に臨界以外の閉じ込めであるとか、溢水であるとかですが、先行申請で認可を受けた設計については再評価を行う場合、
1:55:15	ですけれども、その場合には、先行申請で認可を受けた設計と不整合が生じていないということを必ず説明。
1:55:28	Ac書に記載するようにしてください。記載すればいいってことではなくて、確認した上で記載するようにしてください。
1:55:42	三菱原子燃料テラヤマです。承知いたしました。
1:55:58	原子力規制庁ナガイです。1例なんですけれども、
1:56:03	4627 ページ。
1:56:08	2、
1:56:10	の一番下見ていただければ、記載があるんですが、
1:56:16	こう溢水のところのですね、
1:56:20	転換工場の記載で、
1:56:23	読み上げますけれども、工場と転換工場の溢水量を変更したが、溢水量は削減されい数字をもとに、
1:56:32	を基に算出する必要堰高さへの影響はないと、で先行申請した堰高さへの影響はなく、また許可の方針とも成功している。
1:56:43	先行申請との相違点は示すと書いてあるんですが、まさにこういうような、
1:56:50	各皆さんの方で先行申請と確認してすぐ整合はとれてますと、いうことをきちっと記載してくださいという趣旨でお伝えしたものですので、こういう形で書いてあるところもあれば、書いてないところもあるんですが、
1:57:07	それ、こういうのを参考にですね、各担当の方では確認した上で、漏れのないようにしてください。
1:57:20	株式会社医療というのはありがとうございます。承知いたしました。
1:57:43	原子力規制庁のタケダです。私の方から1点ですね、閉じ込めのところから確認させていただきます。
1:57:52	申請書のページの4613ページになります。
1:57:59	閉じ込めのですね、適合性説明に関するところなんですけれども、
1:58:05	まず技術基準の10条の7号の(ロ)の記載2につきまして、ここでの安全機能として、重点1件の5の記載が記載がされていっているんですけれども、
1:58:21	ここでの液体状の核燃料物質等取り扱う設備っていうものは、今回対象としている建屋の中で設置はされているのでしょうか。
1:58:36	設備についての生産設備は何かということと、また溢水量はどの程度、
1:58:44	想定しているのかということをお願いいただけますでしょうか。

1:58:51	三菱原子燃料の中島です。液体状の核燃料デブリを取り扱う設備は、分配平衡に書いてございますシリンダ洗浄棟該廃棄物処理所第2 廃棄物屋食の中で、シリンダ洗浄棟に設置されてます。
1:59:10	第1 廃棄物処理所第2 廃棄物処理所に合併されてません。ここでこの条項を40 条の7 号のあいておりますのは、人と天井と第1 廃棄物処理所第2 廃棄物処理所には、
1:59:27	その5 号に定められた施設外に区切る出入口というものがあること、それから、溢水源となるものも工業用水の配管ですとか、それから廃液のタンクの
1:59:42	というのがございますので、これらの溢水源が損傷したときに、汚染の恐れがある一種管理区域内が施設外に出入り口から流出する恐れがありますので、堰を設けております。
1:59:57	具体的にこれらの建物設備では、70 平米限定することります。具体的には、シリンダー洗浄棟にあります、ちょっと
2:00:13	レジメこれが平坦でいいのちょっとになっておりますので家になります。具体的な議事録令和初回地震計では海盆けども、溢水量として、
2:00:31	条線の現状という部分では7-1 というところで溢水量の合計が初回申請に記載したとおりでございます。
2:00:49	ということでこの情報を記載しております。7 次申請でこれらの設備を申請する際には、6 次申請で学ばしてない評価閉じ込めの評価をいたしますので、7 次申請に説明ください。
2:01:07	先ほどもナガイさんからもお話がございましたように、変更申請である6 次から変更の必要がないということを確認した上で、見直し申請したいというふうに考えております。以上です。
2:01:25	はい。原子力規制庁のタケダでございます。はい。ご回答ありがとうございます。もう一度確認なんですけれども、
2:01:35	ここで液体状のシリンダー洗浄棟に設置している。
2:01:42	その液体状のウラン、液体状のウランを貯蔵している施設というのは、タンクであって、
2:01:52	それは3 類、
2:01:55	ということなんですけれど、一類、そういうふうに許可の中で、
2:02:04	あれですね、溢水を想定している、ほぼウランを内包する設備というのは2 類3 類ということなんですけれど、特に一類の敷設というものは、敷設というか設備については特に存在はしていないということよろしいでしょうか。
2:02:23	三菱原子燃料中島です。シリンダ洗浄棟には一類の貯槽もございます。
2:02:33	それも7 次申請の予定でございます。
2:02:38	原子力規制庁タケダでございます。

2:02:41	わかりました。それでは溢水の評価をする上では、2 類 3 類の設備の
2:02:51	それを、それらを水源とした溢水量を想定することなんですけれど、10 条の 7 号の記載については、いかがでしょうか。これは、これについては一類を想定する必要というのはないのでしょうか。
2:03:08	今ご回答いただいた内容であれば、溢水の評価で、この十条に関しての技術基準もまとめてしまうということに思えるんですけど。
2:03:21	ここに違いはあるのでしょうか。
2:04:00	三菱原子燃料中島です。2 類 3 類につきましては地震時の損傷による溢水を建屋側の堰、出入り口ですね、施設外に通ずる出入口の堰で守るということで、これも 6 次申請の対象としております。
2:04:18	1 類の設備につきましては、10 の設備が府、この後にもありますように周辺部に設けました堰で溢水を防護する考え方では 7 次申請としております。
2:04:53	はい。規制庁のタケダです。ご回答ありがとうございます。すいませんも改めての確認なんですけれども、7 次申請で申請対象となる一類の設備機器についてはその設備機器の周辺に堰を設けるということによろしいでしょうか。
2:05:14	三菱原子燃料中島です。理解の通りでございます。
2:05:21	はい規制庁タケダです。わかりました。ありがとうございます。
2:05:25	私の方からは以上になります。
2:05:30	はい、原子力規制庁ナガイです。今の閉じ込めの堰なんですけれども、今や質疑応答を聞いていたんですが、
2:05:44	まずこの今日はちょっと閉じ込めの観点で質問させていただいて添付説明書の
2:05:52	4613 ページの閉じ込めの 10 条 7 号の口の要求事項に対してどのように皆さんが設計しているかという観点で質問をさせていただきましたので、
2:06:09	その時にこの口の要求事項読んでいただければわかるんですけども、その液体状の核燃料物質を取り扱う設備の周辺部。
2:06:21	または施設外に通ずる出入口に
2:06:27	設計を設けるという要求事項ですので、この閉じ込めの設計としては、別に一類であるとか、2 類や 2 類 3 類だけにとどまらず一類にも要求される事項です。
2:06:42	ただこれについては、今のナカジマさんからご説明あった通り、安全機能一覧を見ても許可のですね、これらのシリンダー洗浄棟のウラン回収系列の第 4 系列には、
2:06:59	確かに一類 2 類 3 類でそれぞれ気を使うんですけど、一類のところには専用の堰がございますので、そのところ書いていないということなんですけれども今説明のあった内容も含めて、一類はこうこういう

2:07:16	関で閉じ込める設計しているというような説明を、この添付の説明書の中で結構ですけど、していただいて今 77 時申請という予定ということでしたので次回以降申請予定とで、
2:07:31	2 類 3 類については、もう一つ、今度次回また確認しますが次回以降、次回以降ってというのはその面談まだ予定されて今日はまだ見てませんが、溢水の堰として、
2:07:46	当第 12 条ですね、の設計番号でいくと 12.1 の件にやはり設置の話が出てるので、これ共通的な両方の要求事項を兼ねている場合と、
2:08:01	設備の周りに専用の設計を持っている場合と、いわゆる閉じ込めの設計と言う場合と、利水の堰とは 1 水源と溢水量はそれぞれ想定が違いますので、それで確認させてもらいましたけれども、
2:08:16	ちょっと次ですね溢水
2:08:18	について事実確認するときに、もう一度整理して説明していただきたいと思えますので、争点はちょっと受
2:08:30	皆さんの方で説明できるようにしておいてください。
2:08:40	三菱原子燃料中島です。こここのところの記載はちょっといろいろ教えていただきました中身やというように、それから溢水の方を除き時される場合にも、
2:08:55	クリアに時期があります。
2:09:11	規制庁アリタです。本日用意した指摘事項は以上になりますほか追加で、
2:09:19	指摘等ございますでしょうか。
2:09:28	はい、原子力規制庁ナガイです。個別については今、本日お伝えした通りなんですけれども、やっぱり今日確認した点は、結構幅広く申請書全体に影響するものですので、
2:09:44	ここの質疑応答の中でお伝えしましたけれども、全体にわたって類似のように修正が必要な箇所はないか確認するようにしてください。その際に、の観点なんですけれども、
2:10:01	今回すでに第 6 次の申請ということで、いわゆる書類の中での刈り取り表と言ってますけれども、前回第 1 時から 50 までの設工認申請で、
2:10:16	次回以降申請すると言っていたものを、今回の中で適合確認をしているものが多数申請されてますんで、その例をどういうふうに変えていわゆる刈り取っていくかっていうか適用確認を
2:10:33	進めていくかっていうことで、本日鉄扉で代表例で確認しましたけれども、よくもう一度ですね、今のやり方、悪いて言ってるわけじゃなくて、今のやり方で、

2:10:49	刈り取りをしていって、きちっともれなく仮取られるということもあわせて確認をしていっていただきたいと思いますので、特にですね、最終の申請、7次予定しておりますけれども、
2:11:08	その最終の申請では、すべての設備について申請設備と安全機能を有する施設が申請されて、個々の設備に求められる安全機能が漏れなく申請されているかと。
2:11:23	いうことを最終の申請で、確認いたしまして皆さんの方でも説明できるようにしていただきたいと思いますので、分割申請する際に、7次があると言いつつ
2:11:39	も、ほとんどの設備が今後設備というか、第6次で、もう終わってしまう設備については、これまでの安全申請所で申請した設備の安全機能が漏れなくですね。
2:11:56	申請されていることをもう一度よく確認をしておいてください。そういう意味で、除染室分析室の撤廃を例にとったんですけど、今日、我々のほうで火災区域の観点をお伝えしなければ、
2:12:12	皆さんの方ではスルーをして、
2:12:15	いくのかな。ちょっとスルーしてなければ、申し訳ないですが、申請漏れがあった場合には、そのままいってしまいますので、大体7時まで、第6次で借りるといふものについては、
2:12:32	もれなく仮とられているということを必ず確認するようにしてください。で、その状況については添付説明書の
2:12:42	ですね4500、453ページからに、
2:12:49	見ていただきたいんですけども、いわゆる従来からの星取表とあって、各設備ごとのその安全機能求められる安全機能一覧があつて、設計番号ごとに、
2:13:05	黒丸白丸二重丸という、その工事のありなし評価のいうことで、
2:13:13	整理してます。これを見ても、今回次回以降申請とか書いてあるのもありますので、こういうものをよく
2:13:25	全部、まず今後申請するものは漏れなく申請していただくということです。それから、この表の後ろの方には、追設ということで、4483ページから、
2:13:44	すでに1次から5次までで申請した設備の追加の確認の書類が
2:13:55	添付されています。この中で、物、物によってはといいます言い方変かもしれませんが、例えば
2:14:09	4487ページ。
2:14:12	見ていただきたいんですけど、被覆施設の手厚い表1-2-3の(2)時ということで、4487ページを見ると、今回の申請は、複数ユニットの

2:14:27	ところのマルがついてると一部閉じ込めんとこにもついておりますけれども、おそらくこの二つを申請するということなんですが、二次のときのO2、これは次回以降申請という、
2:14:44	ような形になっているものもあれば、二次ん時に何を受けたのかっていうのはわからないでおそらくおそらくというか、基本的に二つの表、三つの標高つき合わせないと、一つの設備について、
2:15:00	第何次で、どういうものを安全機能について認可を受けたのかっていうのがなかなかわかりづらくなってますんでこれやり方は必ずしも一つでないので、すべてを寄せ集めてみるというやり方もあれば、
2:15:16	これまでに添付したものをリバイスをかけて、今回追加分っていうのはわかるようにしていくか、いろんなやり方あると思うのでよくいづれにしても、最後の段階でこう見ていたときに、何か残っているものがないのか。
2:15:34	ないように管理をしていただくと、いうふうにしてください。特に機械として第6次ですすでにすべての安全機能を確認するものは大事な時の申請では主要標語も出てきませんので、
2:15:50	そういう意味で、よくですね、漏れがないかっていう確認機器の数が大きく多くなってますので、最後になってもう一度チェックするというのは必要かと思えますけど、その都度ですね、漏れないように、
2:16:05	確実に借りとるように、
2:16:08	ように細かく管理してくださいということで、お伝えをさせていただきます。
2:16:21	三菱原子燃料ヤマカワでございましたので、ただいまのご指摘踏まえましてです。
2:16:26	きちんとチェックして参りたいと思います。
2:16:30	はい、原子力規制庁ナガイです。このやり方もし変えるのであれば、変えるっていうと変ですね、作り込みをちょっとまた変更するというのであれば、次回以降の面談で説明していただければ結構ですし、何か言われたから作ってるということ。
2:16:49	よりもまずは皆さんが漏れのないように申請するための管理として
2:16:56	うまく活用できるように、
2:16:59	活用していただいて、無駄な作業もないようになるようにしてください。
2:17:12	三菱原子燃料ヤマカワでございます。承知いたしました。
2:17:21	規制庁アリタです。他ないようであれば、これで面談終了したと思います。
2:17:27	すいません、三菱原子燃料ヤマカワでございます。1点確認したいことがあるんですけれどもよろしいでしょうか。
2:17:36	はい、どうぞ。はい。

2:17:41	三菱原子燃料ヤマカワでございます。ちょっと確認させていただきたい点は、現在我々結婚申請書に、28日から変更があった場合は、変更点にとって、
2:17:57	いうものを述べておりました、そこで、事業許可からどういう内容が変わりましたかと。
2:18:04	変わったとしても、許可の基本方針から出てませんということでお示してるものがございます。
2:18:13	一方で、本日もちょっとご指摘があったんですけれども、許可の段階では、案件の一覧に書いてなかった。
2:18:22	安全、
2:18:24	のですね、これは許可の基本方針に戻って詳細設計した結果で例えば安全とご自宅が必要であると。
2:18:33	いうところが発生した場合には、18日の基本方針にのっとるということで、事業許可の変更点については載せないという整理の仕方をしてるんですけれども、この考え方でよろしいでしょうかというところをちょっとご確認させていただきたいんですけれども。
2:18:55	はい、原子力規制庁ナガイです。今の考え方で結構です。特に許可の安全機能一覧っていうのは、設備を番号一つずつとってですね、建物もありますけれども、
2:19:10	それに求められる安全機能の代表的な例を例というか、すべてが網羅されてるわけではございませんので、基本的には、これ以外にも本文に記載した基本的な設計方針であるとか、個々の設備の
2:19:26	構造を抜いて構造として、許可の本文に記載した内容を踏まえて、個別設計が行われるものですので、その結果、ここに書いていないものであっても、追加をして閉じ込めであるとか、
2:19:43	臨界であるとか遮へいの機能を追加するのであれば、基本的設計方針に基づいているのであればそれは必要ないと考えます。
2:19:54	ただ、逆に安全性と変更点リストに記載していただくのは、添付の5とかですね、中で個別通の設計の例として記載しているような場合においては、
2:20:10	そこから何か変更しているような場合があれば、それについては記載をする。添付5も含めて記載をするようにということで、考えていただければと思います。
2:20:26	三菱原子燃料ヤマカワでございます。承知いたしました。ありがとうございます。
2:20:36	はい。規制庁アリタです。他ないようであればこれで終了したいと思います、
2:20:42	よろしいですか。

2:20:46	はい。いや、それでは、これで本日の面談終了します。ありがとうございました。
---------	---------------------------------------